

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
I 流動資産		I 流動負債	
現金及び預金	6,096	買掛金	1,414
売掛金	391,051	未払金	332,788
商品	13,433	未払費用	37,133
仕掛品	2,121	未払法人税等	37,229
前払費用	26,971	賞与引当金	111,407
繰延税金資産	57,647	役員賞与引当金	8,360
短期貸付金	691,173	その他	13,769
未収入金	22,173	流動負債合計	542,102
その他	4,894	II 固定負債	
貸倒引当金	△ 560	繰延税金負債	68,351
流動資産合計	1,215,003	資産除去債務(1年超)	77,908
II 固定資産		固定負債合計	146,260
1 有形固定資産		負債合計	688,362
建物附属設備	53,553	(純資産の部)	
工具器具備品	17,742	I 株主資本	
建設仮勘定	486	1 資本金	100,000
有形固定資産合計	71,781	2 利益剰余金	
2 無形固定資産		(1) 利益準備金	25,000
ソフトウェア	63,633	(2) その他利益剰余金	
ソフトウェア仮勘定	3,604	別途積立金	550,000
施設利用権	3,635	繰越利益剰余金	385,150
無形固定資産合計	70,873	その他利益剰余金合計	935,150
3 投資その他の資産		利益剰余金合計	960,150
長期前払費用	276	純資産合計	1,060,150
前払年金費用	247,294	負債及び純資産合計	1,748,513
差入保証金	143,284		
投資その他の資産合計	390,855		
固定資産合計	533,510		
資産合計	1,748,513		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

建物（建物付属設備を除く）

- a 平成 10 年 3 月 31 日以前に取得したものは、旧定率法によっております。
- b 平成 10 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までに取得したものは、旧定額法によっております。
- c 平成 19 年 4 月 1 日以降に取得したものは、定額法によっております。

建物以外

- a 平成 19 年 3 月 31 日以前に取得したものは、旧定率法によっております。
- b 平成 19 年 4 月 1 日以降に取得したものは、250%定率法によっております。
- c 平成 24 年 4 月 1 日以降に取得したものは、200%定率法によっております。

②無形固定資産

定額法によっております。

なお、市場販売目的のソフトウェアについては、販売可能期間（3 年以内）に基づく定額法により、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年以内）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出にあてるため、当事業年度における支給見込額に基づき、当事業年度に見合う金額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出にあてるため、当事業年度における支給見込額に基づき、当事業年度に見合う金額を計上しております。

④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

会計基準変更時差異（発生額 59,823 千円）は、15 年による定額法により費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日）が、平成25年4月1日以降開始する事業年度の期首から適用できることになったことに伴い、当事業年度よりこれらの会計基準等を適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へと変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が23百万円減少し、繰越利益剰余金が14百万円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微です。

3. 当期純利益金額 192,172 千円